

野田市告示第 14 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年野田市規則第19号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、公示の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

令和5年1月31日

野田市長 鈴木 有

時 間 外 保 育 申 込 書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
保護者 氏 名
電話番号

時間外保育の利用について、次のとおり申し込みます。

ふりがな		生 年 月 日	時間外保育時間
入所児童名		年 月 日	時 分から 時 分まで
保 育 所 名			
時 間 外 保 育 を 必 要 と す る 理 由			
時間外保育を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		

第 号
年 月 日

様

野田市長



時間外保育承諾(不承諾)書

申込みのありました時間外保育について、次のとおり承諾(不承諾と)します。

時間外保育対象児童 の氏名及び生年月日	年 月 日
保 育 所 名	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間 外 保 育 の 実 施 時 間	時 分から 時 分まで
保育の実施期間と異 なる場合の時間外 保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
不承諾の場合の理由	
摘 要	
備考	<ol style="list-style-type: none">1 午後6時を超える保育を利用する場合は、野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則に基づき、延長保育料の徴収の対象となります。2 時間外保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。3 時間外保育の実施期間中であっても必要と認められない場合は、時間外保育の実施を解除します。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
保護者 氏 名
電話番号

時間外保育変更申込書

時間外保育の変更について、次のとおり申し込みます。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名	
変 更 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 時 間	時 分から 時 分まで
時 間 外 保 育 を 変 更 す る 理 由 (具 体 的 に)	
添 付 書 類	

第 号
年 月 日

様

野田市長



時間外保育変更承諾(不承諾)書

時間外保育の変更について、次のとおり承諾(不承諾)します。

時間外保育対象児童 の氏名及び生年月日	年 月 日
保 育 所 名	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間 外 保 育 の 実 施 時 間	時 分から 時 分まで
保育の実施期間と異 なる場合の時間外 保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
不承諾の場合の理由	
摘 要	
備考	<p>1 午後6時を超える保育を利用する場合は、野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則に基づき、延長保育料の徴収の対象となります。</p> <p>2 時間外保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>3 時間外保育の実施期間中であっても必要と認められない場合は、時間外保育の実施を解除します。</p>

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



時間外保育実施解除通知書

次のとおり時間外保育の実施を解除することにしましたので通知します。

時間外保育対象児童 の氏名及び生年月日	年 月 日
保 育 所 名	
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 す る 理 由	
備 考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 ①

野田市立保育所指定管理者指定申請書

野田市立 保育所の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立保育所指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで野田市立 保育所に係る指定管理者の指定申請のあり
ました件について、野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定
により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立保育所指定管理者指定通知書

年 月 日付けで野田市立 保育所に係る指定管理者の指定申請のあり
ました件について、下記のとおり指定したので野田市立保育所設置及び管理に関する条例
施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲